

●香川県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成23年5月31日	バイス訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地ニュー オーヨシステートリーマンション201 号	有限会社バイス 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3